

令和6年度 御殿場市沿道利便施設基本構想策定業務委託仕様書

1. 仕様書の位置付け

本仕様書は公募型プロポーザルを実施するにあたり、御殿場市（以下「市」という。）として最低限の要求事項を示すものであり、要求事項に対する具体的な手法、本仕様書には記載していない独自の提案及び計画の実現可能性を高めるための提案について制限するものではないため、業務内容等は受注者との協議の上、変更を加えることがあるものとする。

変更の際は、市と受注者とが変更内容を書面により記録し、各自1通保管するものとする。

2. 業務名

令和6年度 御殿場市沿道利便施設基本構想策定業務委託

3. 業務目的

市が、地方創生・観光を加速する拠点（地域経済発展や地域連携）、道路利用者への休憩機能など安全で快適な道路交通環境の提供、さらには災害時の退避場所の確保することを目的として事業化を検討している沿道利便施設の基本理念、建設予定地の検討、導入機能及び規模などの計画条件を検討し、基本構想を策定することを目的とする。

4. 履行期間

契約締結日翌日から令和7年3月31日（月）まで

5. 受託事業者の責務

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務の目的等を十分理解し、業務を実施するものとする。また、本仕様書や「令和6年度 御殿場市沿道利便施設基本構想策定業務委託プロポーザル実施要領」のほか、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に関連し、市が進捗などの調査又は報告を求めた場合、速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出するものとする。
- (3) 本業務の全てを再委託してはならない。また、一部を再委託する場合は、予め市の承認を得ること。
- (4) 本業務上知り得た情報は、漏らしてはならない。

6. 業務内容

(1) 基本構想の前提条件の整理

①上位関連計画の整理

市の将来像や基本施策を整理するとともに、その実現に向けた沿道利便施設の位置付けを整理する。

ア 市の将来像

イ 市の将来像の実現に向けた基本目標や施策の整理

ウ 上位関連計画における沿道利便施設の位置付けの整理

②沿道利便施設が果たすべき役割の整理

市の社会経済の動向及び課題を整理し、沿道利便施設が果たすべき役割を整理する。

ア 市の人口、産業、交通及び土地利用等の社会的動向

イ 市の人口、産業、交通及び土地利用等の課題

ウ 沿道利便施設の基本的な機能、及び地方創生・観光を加速する拠点として果たすべき役割

③沿道利便施設整備の基本目標及び基本理念の検討

沿道利便施設が果たすべき役割を踏まえ、沿道利便施設整備の基本目標及び基本理念を整理する。

ア 市の将来像の実現に寄与する沿道利便施設整備の基本目標

イ キャッチフレーズや整備コンセプトなど市として特徴のある基本理念

(2) 沿道利便施設建設予定地の調査及び分析

沿道利便施設が果たすべき役割を踏まえ、地方創生・観光を加速する拠点、交通拠点及び防災拠点として市の将来像の実現に寄与できるか、建設予定地の現況、立地条件及び計画条件等について、調査・分析を行う。

①都市計画法、建築基準法、国土利用計画法及び農地法等による法規制の調査

②既往資料による周辺自動車交通量の把握及び交通処理に関する定性的な分析

③主要観光資源との広域的な交通アクセス性の分析

④周辺施設、土地利用及び住環境等との連携や調和の分析

(3) 企業・団体ニーズ調査に基づく導入機能等の検討

①企業・団体ニーズ調査の実施

(1)、(2)の検討結果を踏まえ、沿道利便施設の建設・運営に関与する可能性がある企業・団体を対象としたニーズ調査（アンケート、ヒアリング等）を実施する。ニーズ調査の内容は沿道利便施設の導入機能、事業手法の検討等、本業務で実施する各種検討に資するものとする。

②導入機能等の検討

(1)、(2)の検討結果及び企業・団体ニーズ調査結果を踏まえて、沿道利便施設に導入する可能性がある施設の機能や規模等の計画条件を整理する。

(4) 沿道利便施設整備イメージの作成

(1)から(3)の検討結果を踏まえ、各種関係者に対して、沿道利便施設の整備イメージを説明するための資料を作成する。

①ゾーニング及び動線の概念図

②施設配置イメージ図

③導入施設の概略プラン図

④パース図（鳥瞰パース、カットパース）

- (5) 検討委員会の運営支援等
沿道利便施設の基本構想策定にあたって開催を予定している、検討委員会（3回程度）の資料作成や記録作成を行う。
- (6) 意見交換会の運営支援等
市民（地権者等）又は関係団体を対象に沿道利便施設の基本構想策定に関する意見交換会（2回程度）の資料作成や記録作成を行う。
- (7) 今後の課題検討等に対する方向性の整理
(1)から(6)の検討結果を踏まえ、事業手法、管理運営手法及び事業スケジュール等、今後の検討課題等に対する方向性を整理する。また、次年度以降の検討課題等も同様に抽出・整理する。
①事業手法（補助金の導入可能性を含む）の整理
②管理運営手法の整理
③事業スケジュールの整理
④次年度以降の検討課題の抽出・整理
- (8) 打合せ協議
打合せ協議は、月に1回程度を基本とするが、この他にも必要に応じて適宜、打合せ協議を行う。打合せ方式は対面、オンラインは問わない。また、打合せ協議の内容については、受託事業者が議事録に記録し、双方において確認するものとする。
- (9) 基本構想（案）の策定
(1)から(8)において検討・協議した内容等を踏まえて、イラスト、写真、地図、グラフ、パース図等を活用し、あらゆる世代が理解できるような基本構想（案）を策定する。

7. 提出成果品

- (1) 本業務に係る成果品は以下のとおりとする。
- | | |
|-------------|---|
| ①基本構想（案） | カラーA4版：5部 |
| ②基本構想（案）概要版 | カラーA4版：5部 |
| ③パース図 | 鳥瞰パース（カラーA3版：1カット）：5部
カットパース（カラーA4版：2カット）：5部 |
| ④業務報告書 | カラーA4版：5部 |
| ⑤上記の電子データ | 一式 |
- (2) 納品等の諸事項
- ①成果物は、製本による図書と電子納品による。
- ②使用する言語は、日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- ③電子納品は、CD-R又はDVD-Rに件名を表示して5部提出すること。

- ④市のホームページ等に基本構想（案）を公表するため、不特定多数が閲覧可能なPDF形式のファイルに変換したものとする。
- ⑤製本化した成果物及びその元となったデータファイルも合わせて提出する。
 - ・文書、表、グラフ…… Microsoft Office ソフトの形式
 - ・図面…………… JWW、DWG又はDXF形式
 - ・その他…………… 発注者が求める方式

8. その他特記事項

(1) 契約費用、消費税

- ①業務委託契約に要する費用、公正証書の作成に要する費用については受注者の負担とする。
- ②受注者の負担経費のうち、消費税の課税対象となるものについては課税分を加算の上、受注者負担とする。

(2) 関係法令等の遵守

- ①受注者は関係法規及び関係諸官庁の指導を遵守すること。

(3) 著作権

- ①成果物は画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、市は責任を負わないものとする。
- ②成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を記載すること。

(4) 機密保持

- ①受注者は、その業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ②受注者は、市の指示又は承認があるときを除き、その業務に関して知り得た情報を自社の営業活動など業務の目的外の目的に利用し、又は受注者以外の者へ提供してはならない。
- ③受注者は、その業務を処理するために市から提供された情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- ④受注者は、その業務を処理するために市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(5) その他

- ①業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所等があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- ②受注者は、本仕様書内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義があるときは、速やかに、市と協議の上、市の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。
- ③受注者は、その業務に従事している者に対して、契約時の仕様書に記載されている事項に対して遵守させること。
- ④受注者は、ここに定める事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。